

益田市農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月21日（水）13:30～15:00
開催場所 益田市役所 大会議室

2. 出席 農業委員（11名）

2番	大畑 美里	3番	須藤 寿人	4番	吉村 太	5番	大庭 清
9番	佐原 晃子	10番	領家 耕一	12番	谷本 大輔	13番	柳田 継男
14番	豊田 志摩	15番	宮川 有衣	16番	西川 友史		

3. 欠席 農業委員（4名）

1番	又賀 保	6番	齋藤 浩文	7番	御神本康一	8番	田中 綾
----	------	----	-------	----	-------	----	------

4. 出席 農地利用最適化推進委員（20名）

増野 六彦	三輪 昌義	澁谷 記幸	澤江 浩一
寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美	野村 浩三
河野 正憲	青木 伸爾	中村 敏幸	長谷川孝明
豊田 繁雄	中島秀一郎	宮内 英之	椋木 孝光
岡崎 定佳	渡邊 豊孝	河野 光好	三浦 和顕

5. 欠席 農地利用最適化推進委員（4名）

山根 健治	寺戸豊太郎	永見 浩二	椋木 昭雄
-------	-------	-------	-------

6. 提出議案

議第35号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第36号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第37号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第38号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第39号	農地でないことの確認について
議第40号	農用地利用集積計画の決定について
議第41号	令和6年度農作業受委託標準料金の設定について
報第24号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第25号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第26号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第27号	農地の埋立届出について

7. 議事に参加した職員

（農業委員会事務局）齋藤局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、奥野主任

8. 議事の概要

会長	それでは、定刻になりましたので、只今より第 9 回益田市農業委員会総会を開催いたします。 本日の議事録署名者につきましては、9 番の佐原晃子委員、10 番の領家耕一委員、よろしくお願いいたします。 本日の欠席委員は、農業委員が 6 番齋藤浩文委員、8 番田中綾委員、農地利用最適化推進委員が 11 番の永見浩二委員、15 番の椋木昭雄委員です。 それでは、「議第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 高津六丁目
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、高津六丁目の畑 1 筆 559 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作困難なため、譲り受け事由は、申請地の隣接農地を所有しており、一体的に耕作するためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3 番須藤です。現地確認は 2 月 15 日に澁谷推進委員と行いました。場所は〇〇の〇〇を挟んだ真向かいになります。現地確認の際〇〇さんがおられましたので、話を伺いました。〇〇さんと〇〇さんは兄弟とのこと。図面ではお兄さんの方が少なくなっておりますが、ご両親が亡くなる前に相続されました。最近までお姉さんがぶどう畑を耕作しておられましたが、お姉さんが亡くなられ、こういった申請が出されました。別に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
会長	2 番 遠田町
事務局	本件は、3 条の無償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 277 m²です。譲り渡し事由は、以前から譲受人が耕作していた農地が、申請地の一部であることが判明したため、権利の一部を譲りたいというものです。譲り受け事由は、同じくこれまで耕作していた農地が譲渡人名義の農地の一部であることが分かり、権利の一部を譲り受けたいためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。 なお、非耕作地がありますが、地目変更の手続きについては指導済みです。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
吉村太委員	4 番吉村です。現地確認は 2 月 9 日に澤江推進委員と行いました。場所は〇

会長	○の裏山になります。譲受人がこれまでも耕作しておりましたので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
事務局	3 番 虫追町 本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、虫追町の田畑 2 筆、合計 2,282 m²です。譲り渡し事由は、高齢により耕作困難なためで、譲り受け事由は、申請地の隣接農地を所有しており、経営規模を拡大したいためでございます。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	14 番豊田です。2 月 13 日に棕木推進委員と現地確認を行いました。譲渡人がご高齢となり、誰か耕作してくれる人を探していたところ、隣接地を購入されていた〇〇さんが経営規模を拡大したいとの意向から、購入を決められました。今後はゆずなどの果樹を植える予定とのことです。〇〇さんは現在会社員ですが、兼業でやっていくということに意欲的であり、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	4 番 匹見町匹見
事務局	本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、匹見町匹見の畑 1 筆 288 m²です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作困難なためで、譲り受け事由は、申請地に隣接する宅地を購入する予定であり、申請地を譲り受けて耕作したいためでございます。 なお、このたびの売買金額が約 100 万円と通常より高額になっていますが、これから購入される隣接の住宅と合わせた契約金額を面積按分した額を記載されています。 農地法に基づきます、権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
宮川有衣委員	15 番宮川です。2 月 13 日に譲受人から話を伺い、16 日に現地確認を行っております。こちらは申請地の横にある住宅が、空き家バンクの物件に出されていたということです。住宅には〇〇さんの父が住んでおられましたが、今は空き家のため、匹見町内の〇〇さんが購入されることになりました。先ほどの事務局の説明にあったように、家・納屋など全てを含んだ金額を坪数で割った金額になっていますので、畑としては単価が高いですが、自家消費野菜をご夫婦で作られるということで、特に問題はないと判断しました。
会長	本日の 3 条の申請は以上 4 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。

	(なし、の声) そうしましたら、「議第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 久城町 土地の所在は、久城町の畑 2 筆、28.92 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地（法面）及び用悪水路で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、既存の側溝に流します。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。
事務局	
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は市道〇〇線の〇〇から少し入ったところです。平成 3 年 1 月より法面と用悪水路として利用しているもので、ある業者が法面と用悪水路を設置したもので、顛末書が添付されています。去年の暮に和解したということで、申請が出されております。適当であると判断しました。
会長	本日の 4 条の申請は以上 1 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。 1 番 安富町 本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。土地の所在は、安富町の畑 1 筆 360 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。変更前の転用目的は個人住宅で、住宅を建てる予定で許可申請したものの、資金不足により当初の事業計画を変更せざるを得なくなったため、このたび提出されたものです。 なお、この件に関しては、議第 38 号の整理番号 5 番で審議される予定です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
事務局	
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。現地周辺は宅地化しておりまして、〇〇さんは 40 年前に家を建てる計画を立てていましたが、家族の死亡や資金不足により、元の家

	住み続けておられます。以上です。
会長	本日の「議第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の申請は以上でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番 中須町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中須町の畑 1 筆 230 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日又賀委員と行いました。申請地は、中須の〇〇のすぐ側で、申請理由は宅地造成のためです。適当であると判断しました。
会長	2 番 かもしま北町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑 2 筆 1,019 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は貸家で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については金融機関の融資証明書及び通帳の写しが添付されています。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の近くです。申請は賃貸住宅建設のためで、上下水道が完備されています。適当であると判断しました。
会長	3 番 かもしま北町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 286 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続しま

	す。資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇のすぐ隣で、申請は個人住宅を建てるためです。上下水道も完備されており、適当であると判断しました。
会長	4 番 かもしま北町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 240 m²です。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅兼店舗で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 2 月 11 日に又賀委員と行いました。この土地は 3 番に隣接する土地で、売渡人が半分に分けたものです。申請は個人住宅と店舗を建てるためで、上下水道も完備されています。適当であると判断しました。
会長	5 番 安富町
事務局	本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、安富町の畑 1 筆 360 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたします。転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。2 月 15 日に青木推進委員、〇〇行政書士と現地確認を行いました。現地は、〇〇から国道〇〇号線を挟んだ向かい側になります。申請者は両親も同じ集落に住んでおられ、ここで生まれ育った方になります。〇〇さんの土地を〇〇さんが譲り受け、個人住宅を建てる予定です。隣接する住民から承諾書を取っている他、土地改良区からの意見書も添付されており、特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	本日の 5 条の申請は以上 5 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 5 番の件は、問題なでしょうか。

事務局	以前の方が資金不足により建てられなくなり、代わりの方が建てるという内容で問題ないと思います。
棕木孝光推進委員	〇〇さんが資金の関係で住宅建設をやめて、〇〇さんが 5 条許可申請をされるのですね。30 年以上、許可を取り消さず今日に至ったという認識で良いのですね。
事務局	議第 37 号につきましては、事業計画変更により、許可申請を取り消さなくても承継者の〇〇さんへ変更が可能となります。変更が承認された後に、〇〇さんから〇〇さんに 5 条でやってもいいかという内容が議第 38 号で出ていますので、手続上特に問題はありません。
会長	他にございますか。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 39 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。 1 番 安富町
事務局	申請地は安富町の 2 筆 892 m²です。申請地は昭和 34 年頃から耕作しておらず、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一委員	10 番領家です。現地確認は 2 月 15 日に青木推進委員と行いました。場所は国道〇〇号線の〇〇の信号を左折し、〇〇の周辺に一集落があるのですが、そこを通って山間に進んでいったところでした。道は堰堤のところまでで、その先は山林化・原野化し、進むことができません。現地の人のお話でも、獣が出てやれんというところでした。非農地にするのは仕方がないと判断しました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
会長	2 番 飯浦町
事務局	申請地は飯浦町の 11 筆 3,696 m²です。申請地は 50 年以上前から耕作しておらず、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。ご審議の程よろしくお願いします。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
柳田継男委員	13 番柳田です。現地確認は 2 月 13 日に宮内推進委員と、事務局の高橋係長と行いました。3 人で目視をした結果、全て山林化していました。特に問題はないと思います。
会長	本日の非農地の申請は以上 2 件でございます。ただいま事務局及び担当地

	区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、「議第 39 号 農地でないことの確認について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 40 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局	今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が 7 件、再設定が 4 件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が 5 件、再設定が 4 件の合計 20 件です。
会長	1 番 かもしま東町
事務局	申請地は、かもしま東町の畑 2 筆 994 m²です。2 年の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
三輪昌義推進委員	吉田地区担当推進委員の三輪です。2 月 11 日に現地確認を行いました。〇〇さんが契約していましたが期限が切れたので、〇〇さんに名義を変えたということでございます。問題はないと思われます。
会長	2 番 久々茂町
事務局	申請地は、久々茂町の田 1 筆 1,055 m²です。2 年 11 ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
野村浩三推進委員	9 番野村です。〇〇さんは、高齢のため耕作できないということで、耕作者を探していたところ、5 町ほどの田んぼを探していた若い就農者の〇〇さんが手を挙げました。問題ないと思います。
会長	4、5、7 番 本俣賀町
事務局	整理番号 4 番、5 番、7 番については、借り手が同じなので一括します。 申請地は、本俣賀町の田 7 筆 9,600 m²です。4 番、5 番については 10 年、7 番については 5 年の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
中村敏幸推進委員	豊田地区担当の中村です。4 番の貸し手の〇〇さんは、遠方に住んでおられ耕作不可能ですので、親戚の〇〇さんをお願いしたものです。 5 番の〇〇さんは 80 歳を超えている方で農業ができないため、これも〇〇さんをお願いしています。 7 番の〇〇さんは 90 歳を超えるご高齢で、2 年前より耕作できなくなり、休耕田となっていました。同じく〇〇さんをお願いしています。 〇〇さんは水稻をはじめハウスなど幅広く手掛けている地元の方で、特に

	問題はないと思います。以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
会長	10, 11 番 匹見町道川
事務局	整理番号 10 番、11 番については、借り手が同じなので一括します。 申請地は、匹見町道川の田 5 筆 7,872 m ² です。4 年 11 ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
三浦和顕推進委員	24 番三浦です。〇〇さんと〇〇さんのところは、これまで法人が耕作していましたが、法人が耕作規模を縮小するために、〇〇さんが新規に耕作されることになりました。
会長	本日の利用権設定、新規の申請は以上 7 件でございます。ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) そうしましたら、利用権設定については承認の扱いといたします。引き続き一括方式について、事務局の説明をお願いします。 次に、一括方式の新規について説明します。 2 番 久々茂町
事務局	申請地は、久々茂町の田 1 筆 1,087 m ² です。3 年 1 ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
野村浩三推進委員	豊川地区推進委員の野村です。〇〇さんは高齢で、同居の息子さんも農業をされないため、〇〇さんに耕作をお願いされたものです。新規就農者で、若い方ですので特に問題はないと思います。
会長	5 番 向横田町
事務局	申請地は、向横田町の田 1 筆 1,983 m ² です。6 年 1 ヶ月の賃貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
長谷川孝明推進委員	高城地区の長谷川です。2 月 15 日に領家委員と現地確認を行いました。〇〇さんは県道沿いにもう 1 町耕作しておられますが、自分のところで食べる米はそこで賄えるため、2 反のところは法人へお願いしたいということで、特に問題はないと思います。
事務局	一括方式整理番号 7 番、8 番については、借り手が同じなので一括します。申請地は、市原町の田 2 筆 2,748 m ² です。6 年 1 ヶ月の賃貸借権設定です。

会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
棕木孝光推進委員	推進委員の棕木です。2月8日に豊田農業委員と現地確認を行いました。場所は、〇〇を抜けたところです。市原町の2筆については、以前、他の方が耕作していたのですが、〇〇がこの辺り一帯を集積して耕作されるということで、借受人が変わるというもので特に問題ありません。
会長	9番 白上町
事務局	申請地は白上町の田2筆 3,224 m ² です。6年1ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
岡崎定佳推進委員	推進委員の岡崎です。この圃場は今まで美濃地の〇〇さんが耕作されていましたが、この辺りは〇〇が耕作されておられまして、集積のため耕作者の変更をしたいという申請になります。問題はないと思います。以上です。
会長	一括方式につきまして、ただいま事務局及び担当地区委員から調査報告がございました。再設定も含めまして、お気づきの点・ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。
	(なし、の声)
	そうしましたら、「議案第40号 農用地利用集積計画の承認について」は承認の扱いといたします。引き続き「議第41号 令和6年度農作業受託標準料金の設定について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、令和6年度農作業受託標準料金の案について説明いたします。 令和6年度農作業受託標準料金（案）になります。農業用機械器具標準作業料金、農作業日雇労働標準料金、参考として穀物調整組合の穀物加工料金を載せております。 1番 農業用機械器具標準作業料金 まず、「育苗」ですが、これは令和6年産水稻育苗参考価格を農協より情報提供していただきました。配送する場合は1,075円。本人引取の場合は80円引きの995円となります。 次にトラクターについてです。それぞれ令和5年度より増額しております。耕起のみが8,500円、代かきが8,700円、耕起、くれがえし、代かきの一連の作業は24,000円となりました。 田植機についても単価は増額しておりますが、100円未満を四捨五入している関係で、昨年度と同額の8,800円になっています。 動力散布機2,800円。コンバイン23,300円 といずれも増額しています。これらは全てガソリン、軽油、混合油の価格上昇に伴うものでございます。 2番 農作業日雇労働標準賃金 昨年度より増額し、一般作業が8,900円。軽作業が7,600円となります。これは令和5年度の県内最低賃金の上昇率である5.5%を、昨年度の金額に乘

事務局	じたものになっています。 3 番 穀物調整組合 穀物加工料金 参考までに載せていますが、こちらも農協より情報提供していただいた金額になります。もみ乾燥は、玄米 30 キログラム当たりで水分 17%までの物は 420 円。それ以上の水分があった場合は、1%下げるとに 95 円の加算となります。もみすりは、玄米 30 キログラム当たり 420 円。精米は、玄米 1 キログラム当たり 20 円ということでございます これにつきましては、参考の年として令和 5 年分を記載していますが、その理由としましては、この加工料金が毎年 8 月に決定されるということで、令和 6 年度分については今の時点で金額が確定していない為でございます。 以上の算出根拠を 1 ページから 7 ページに載せておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。 「議第 41 号 令和 6 年度農作業受託標準料金の設定について」ただいま事務局から調査報告がございました。皆様方でお気づきの点、ご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。 (なし、の声) これをホームページに掲載するということによろしいでしょうか。 (はい、の声) そうしましたら、「議第 41 号 令和 6 年度農作業受託標準料金の設定について」は承認の扱いといたします。 それでは、議事が終了となりますので、報告事項について 24 号から順次、事務局の説明をお願いします。 「報第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について」 届出件数は、30 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 3 件です。 「報第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について」 届出件数は、3 件です。解約理由は、1 番は転用のため、2 番は中間管理事業を利用のため、3 番は病気等で労力不足のため、それぞれ賃貸借の合意解約がなされたものです。 「報第 26 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」 届出件数は 2 件です。解約理由は、1 番は耕作地として不向きのため、2 番は病気等で労力不足のため、それぞれ合意解約がなされたものです。 「報第 27 号 農地の埋立届出について」 届出件数は、3 件です。1 番は有田町の 1 筆 606 m²、2 番は中垣内町の 4 筆
-----	---

会長	2,129 m²、3 番は大草町の 2 筆 2,604 m²です。埋立後はそれぞれ畑として利用されます。報告は以上です。 報告事項について、通しで何かご意見やご質問などございませんか。 (なし、の声) それでは、本日の議事・報告共に終了となります。第 9 回総会を終わりたいと思います。
-----------	---